

# 谷沢川・丸子川流域豪雨対策計画

平成 31 年 3 月

東京都総合治水対策協議会

## はじめに

都では、平成 17 年 9 月 4 日の杉並区・中野区を中心とした 100mm/hr を超える豪雨を受け、平成 19 年 8 月に「東京都豪雨対策基本方針」を策定した。この中では、豪雨や浸水被害が頻発している地域を対策促進エリアと位置付け、河川整備、下水道整備、流域対策を推進し、浸水被害の減少など、一定の成果を挙げてきた。

しかし、平成 20 年 8 月には、町田市を中心に約 300 棟、平成 22 年 7 月には、板橋区や北区を中心に約 800 棟が浸水被害を受け、平成 25 年 7 月には、世田谷区や目黒区を中心に約 500 棟が浸水するなど、これまでの計画降雨(50mm/hr 降雨)を超える豪雨により、依然として、浸水被害が発生している。

そこで、平成 25 年 10 月に「東京都豪雨対策検討委員会」を設置し、近年の降雨特性や浸水被害の発生状況、「東京都内の中小河川における今後の整備のあり方について」の提言などを踏まえ、平成 26 年 6 月に「東京都豪雨対策基本方針（改定）」（以下、「基本方針（改定）」という）の策定を行った。

「東京都総合治水対策協議会」は、「谷沢川・丸子川流域豪雨対策計画」を「基本方針（改定）」に基づき、地域の特性に合わせた河川整備や下水道整備、流域対策や家づくり・まちづくり対策などの具体的内容や実施スケジュールなどを含めて策定することとした。

本計画は、河川、下水道の整備と流域対策などを連携して実施することにより、総合的に豪雨対策を進め、谷沢川・丸子川流域の関係各区において浸水対策を実施していくための基礎となるものである。

# 谷沢川・丸子川流域関係区等

東 京 都

大 田 区

世 田 谷 区



# 目 次



<b>第 1 章総説</b> .....	<b>1</b>
1-1 計画の概要 .....	1
1-2 計画の位置付け .....	3
<b>第 2 章流域の概要</b> .....	<b>4</b>
2-1 流域の概要 .....	4
2-2 流域の浸水被害の状況 .....	8
2-3 河川整備の概要 .....	12
2-4 下水道整備の概要 .....	14
2-5 流域対策の概要 .....	15
<b>第 3 章豪雨対策の沿革と現状の課題</b> .....	<b>22</b>
3-1 これまでの豪雨対策計画 .....	22
3-2 現在の治水対策の抱える課題 .....	23
<b>第 4 章豪雨対策の目標</b> .....	<b>24</b>
4-1 計画降雨の設定 .....	24
4-2 豪雨対策の目標 .....	25
<b>第 5 章河川及び下水道施設の整備</b> .....	<b>26</b>
5-1 河川施設の整備 .....	26
5-2 下水道施設の整備 .....	29
<b>第 6 章流域対策の推進</b> .....	<b>31</b>
6-1 流域対策の目標 .....	31
6-2 雨水貯留浸透施設の整備方針 .....	31
6-3 各施設の整備計画 .....	32
6-4 流域対策の推進 .....	36
<b>第 7 章その他の豪雨対策</b> .....	<b>40</b>
7-1 家づくり・まちづくり対策 .....	40
7-2 避難方策 .....	43

# 第1章 総説

## 1-1 計画の概要

本計画は、「東京都豪雨対策基本方針(改定)」に基づき、河川及び下水道の整備、流域対策、家づくり・まちづくり対策、避難方策より構成されている。



図 1-1 豪雨対策の施策

長期見通し(おおむね30年後)として、区部においては75mm/hrの降雨まで床上浸水や地下浸水被害を可能な限り防止すること、目標を超える降雨に対しても生命の安全を確保することを想定している(図1-2)。

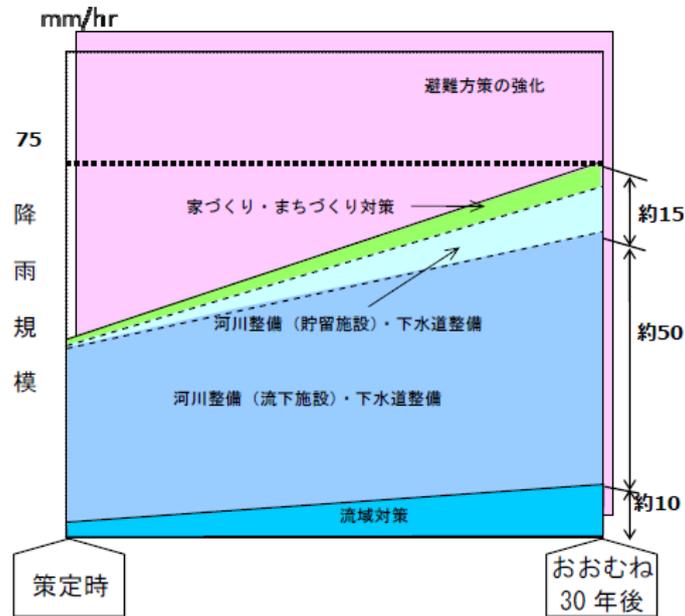


図 1-2 各対策の役割分担のイメージ図(区部河川)

対策強化流域<sup>注1)</sup>である谷沢川・丸子川流域については、床上浸水等防止から浸水被害防止にレベルアップし、豪雨対策を強化していくこととしている(図 1-3)。

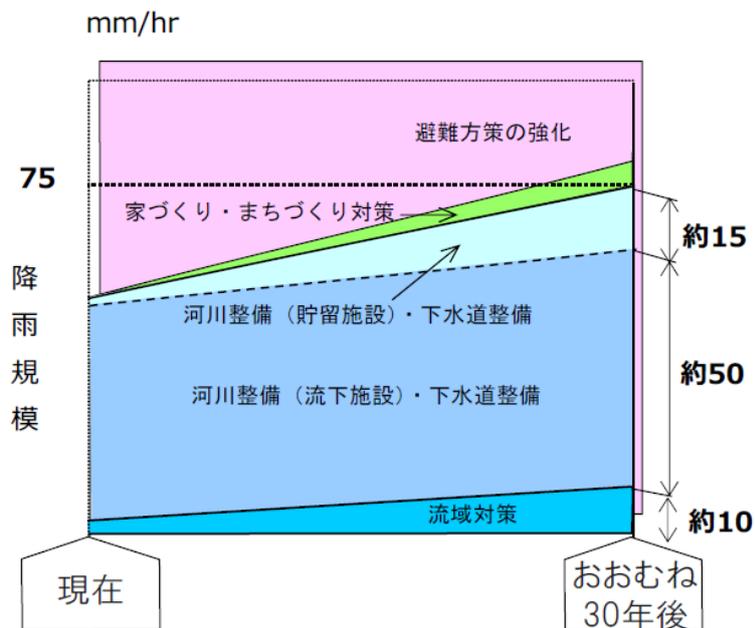


図 1-3 対策強化流域・対策強化地区<sup>注2)</sup>における各対策の役割分担のイメージ図

注1) 対策強化流域：浸水被害や降雨特性などを踏まえ、甚大な浸水被害が発生している地域において選定した、対策を強化する9流域(河川事業)

注2) 対策強化地区：浸水被害や施設の重要性、浸水に対する脆弱性などを踏まえて選定した、対策を強化する19地区(下水道事業)

## 1-2 計画の位置付け

本計画は、河川整備、下水道整備、流域対策等との間で連携しながら総合的に豪雨対策を進めていくための基本的な計画であり、今後、谷沢川・丸子川流域の関係各区において浸水対策を実施していくための基礎となるものである。

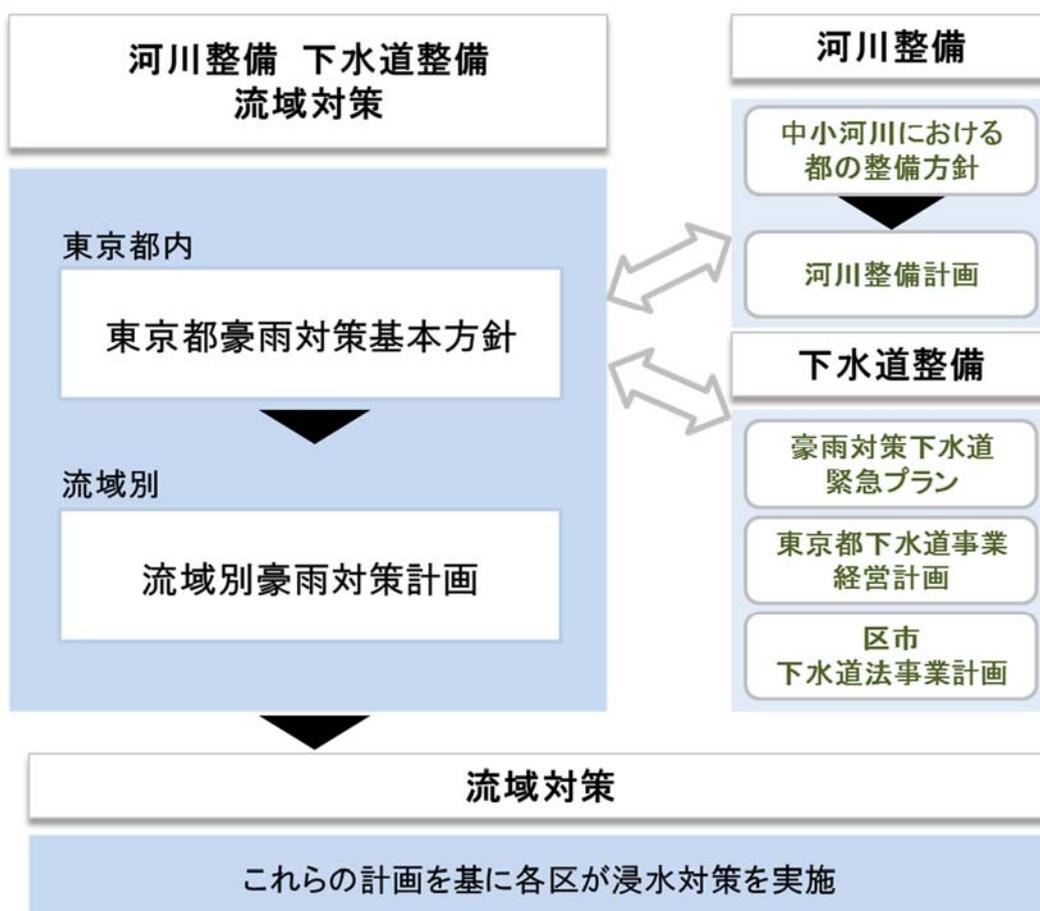


図 1-4 流域別豪雨対策計画の位置付けイメージ

## 第2章 流域の概要

### 2-1 流域の概要

#### 2-1-1 流域の概要

谷沢川は、世田谷区桜丘付近に源を発し、上用賀、等々力など世田谷区南東部を南へ流下し多摩川左岸に合流する流域面積 5.30km<sup>2</sup>、河川延長 3.70km の一級河川である。首都高速道路 3 号線高架下の田中橋が一級河川の終点であり、田中橋より上流は覆蓋化され公共溝渠として整備されている。中下流部には区部で唯一の自然の渓谷である等々力渓谷があり、多くの人々に親しまれている。

丸子川は、世田谷区岡本付近の仙川との接点が上流端であり、大蔵住宅と東名高速道路下の湧水に源を発し、公共溝渠である谷戸川合流後、国分寺崖線に沿って多摩川と平行に流下し、世田谷区等々力付近でいったん谷沢川と合流し、さらに南東に流下し、丸子橋の上流で多摩川左岸に合流する流域面積 6.42km<sup>2</sup>、河川延長 7.27km の一級河川である。かつては「六郷用水」として、灌漑を目的に利用されていた。

本計画では、谷沢川合流点を境として、丸子川の上流域を丸子川 A 流域（流域面積 4.34 km<sup>2</sup>、河川延長 4.48 km）、多摩川合流点までの下流域を丸子川 B 流域（流域面積 2.08 km<sup>2</sup>、河川延長 2.79 km）と称することとした。また、丸子川右岸側の多摩川沿いの区域については、多摩川へ直接排水する自然排水区域となっている。

表 2-1 に谷沢川・丸子川流域の諸元を示す。

表 2-1 谷沢川・丸子川流域の諸元

項目	谷沢川	丸子川	備考
流域面積	5.30 km <sup>2</sup>	6.42 km <sup>2</sup>	丸子川 A 流域 4.34 km <sup>2</sup> 丸子川 B 流域 2.08 km <sup>2</sup> 直接排水区域は含まない。
流路延長	3.70 km	7.27 km	丸子川 A 流域 4.48 km 丸子川 B 流域 2.79 km

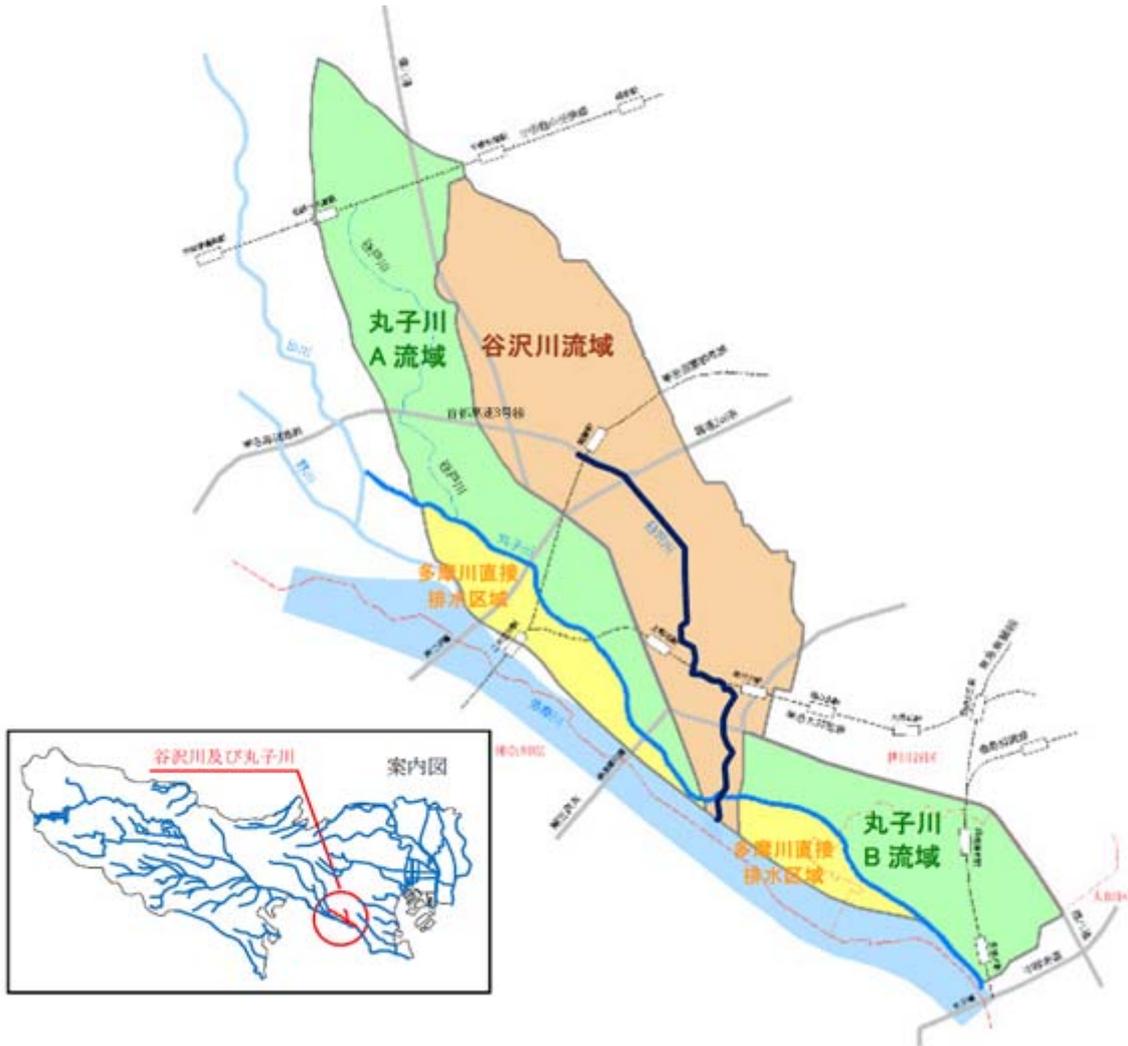


表 2-2 流域別面積割合

流域名	面積(k㎡)	流域内面積割合(%)	
谷沢川流域	5.30	45.2	
丸子川流域	丸子川A流域	4.34	37.0
	丸子川B流域	2.08	17.8
合計	11.72	100.0	

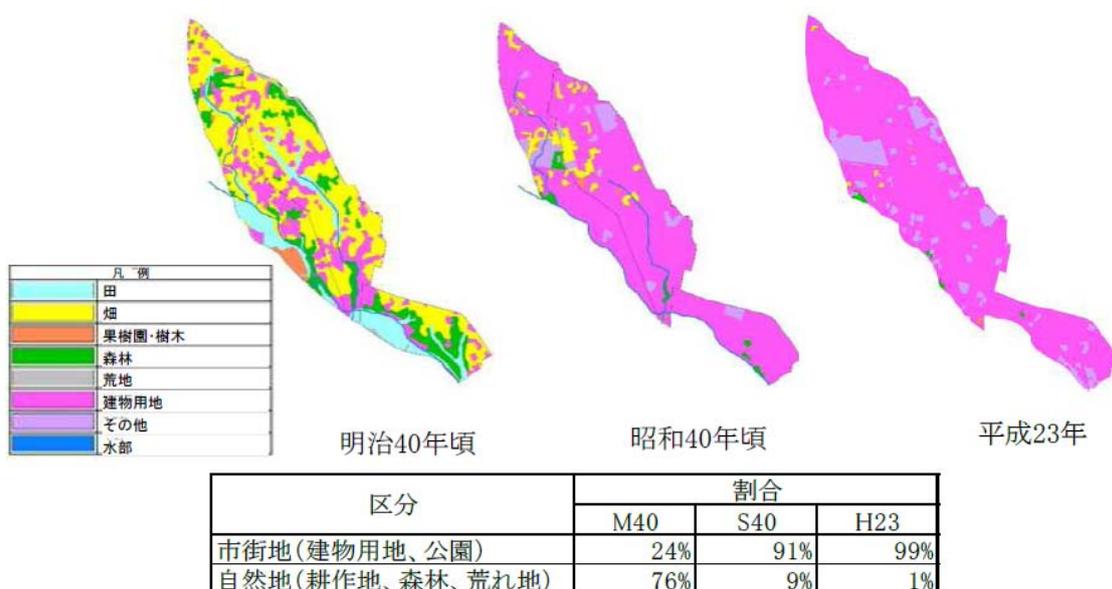
出典：都建設局

図 2-1 谷沢川及び丸子川流域図

## 2-1-2 土地利用の変遷

谷沢川・丸子川流域は、明治・大正時代には耕作地を含む自然地が7～8割を占め、河川沿いなどの低地には田もみられた。市街地は旧街道筋、等々力地区、旧玉川電気鉄道の用賀駅周辺などに小規模な街並みが存在していた程度であり流域の2割程度にすぎなかった。昭和に入ると急速に市街化が進み、昭和40年頃には9割程度に達した。

谷沢川・丸子川流域の現在の土地利用は、住居系の地域が中心であり、商業系の地域は等々力駅や用賀駅、田園調布駅などの駅周辺や、中町5丁目と上野毛4丁目付近の谷沢川沿い、環状八号線・世田谷通り・国道246号線（玉川通り）・駒沢通り・祖師谷通りなどの道路沿いに分布している。公園は、谷沢川流域に等々力溪谷公園や馬事公苑、玉川野毛町公園など、丸子川上流域に都立砧公園や岡本公園、多摩川台公園、田園調布せせらぎ公園などがある。



出典：明治40年頃及び昭和40年頃は、「国土交通省 土地履歴調査（土地利用履歴調査）」データより作成  
平成23年は「東京都都市計画GIS 土地利用現況」データより作成

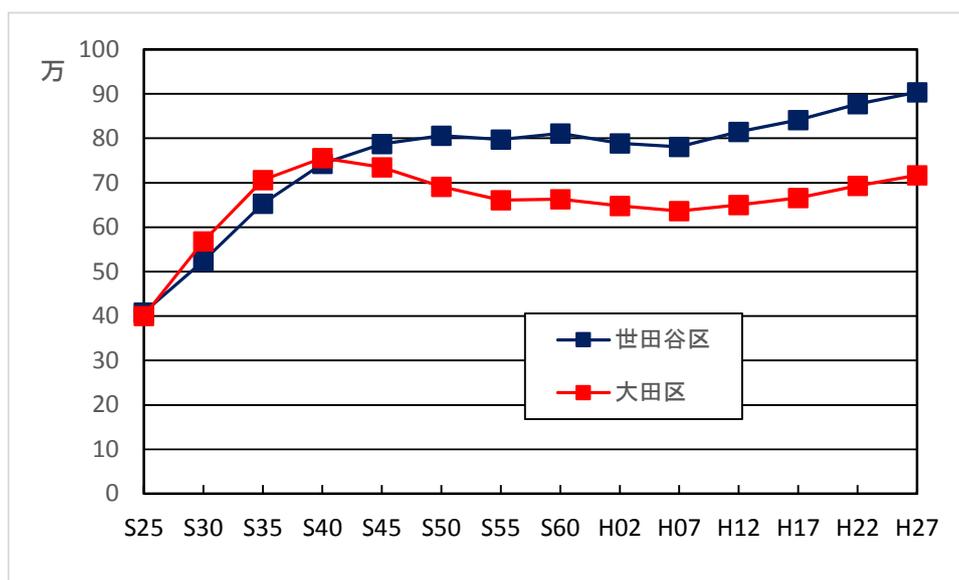
図 2-2 土地利用の変遷

### 2-1-3 人口の推移

谷沢川・丸子川流域内人口<sup>注3)</sup>は平成 27 年 1 月現在で、谷沢川流域が約 9 万人、丸子川流域が約 10 万人である。

谷沢川・丸子川流域が位置する世田谷区と大田区の人口は図 2-3 に示すように、終戦（昭和 20 年）後、疎開者の帰京、引揚者の帰国などにより増加した。

世田谷区の人口は昭和 50 年には約 80 万人となり、その後増減をしながら平成 22 年まで 80 万人台で推移している。大田区では昭和 40 年を境に人口が減少していたが、平成 7 年以降再び増加に転じ、近年では 70 万人台で推移している。



出典：「国勢調査」(各年)

図 2-3 世田谷区及び大田区の人口の推移

注3) 流域内人口は、流域内の関係町丁別人口より集計した。人口データは、東京都ホームページ「東京都の統計・国勢調査 人口等基本集計結果」第3表 区市町村、男女別人口及び世帯数による。

## 2-2 流域の浸水被害の状況

### 2-2-1 主な水害

谷沢川・丸子川流域では、表 2-3 のとおり、台風や集中豪雨による浸水被害が繰り返し発生している。

特に、昭和 51 年 9 月の台風 17 号では浸水面積 20.8ha、被災家屋 213 棟、昭和 57 年 9 月の台風 18 号では浸水面積 6.7ha、被害家屋 459 棟、昭和 60 年 7 月の集中豪雨では浸水面積 15.4ha、被災家屋 393 棟と、甚大な被害が繰り返された。

最近 5 年間では、平成 25 年 7 月に集中豪雨による浸水被害が発生している。

表 2-3 谷沢川・丸子川流域の主な水害

年月日	洪水要因	浸水面積	被害棟数		降雨記録		
			床下	床上	観測所	時間 最大雨量	日雨量又 は総雨量
		(ha)	(棟)	(棟)	都	(mm/hr)	(mm)
昭和 49 年 8 月 14 日	集中豪雨	0.20ha	12	0	池尻	20	27
昭和 51 年 9 月 9 日	台風 17 号	20.8ha	174	39	砧	53	169.0
昭和 56 年 7 月 22 日	集中豪雨	0.20ha	3	1	世田谷	63	67.0
昭和 56 年 10 月 22 日	台風 24 号	0.90ha	30	1	世田谷	30	160.0
昭和 57 年 9 月 12 日	台風 18 号	6.70ha	260	199	世田谷	59	163.0
昭和 57 年 11 月 30 日	集中豪雨	1.40ha	39	17	世田谷	27	53.0
昭和 60 年 7 月 14 日	集中豪雨	15.40ha	249	144	世田谷	56	58.0
昭和 62 年 8 月 24 日	集中豪雨	0.22ha	18	2	世田谷	30	30.0
昭和 63 年 8 月 11 日	集中豪雨	0.82ha	30	0	世田谷	20	74.0
平成元年 8 月 1 日	集中豪雨	0.37ha	25	4	世田谷	44	148.0
平成元年 8 月 10 日	集中豪雨	0.55ha	22	26	世田谷	58	59.0
平成 2 年 8 月 8 日	台風 11 号	0.19ha	7	10	-	-	-
平成 3 年 7 月 6 日	集中豪雨	0.24ha	8	5	世田谷	26	55
平成 11 年 7 月 21 日	集中豪雨	0.61ha	5	6	砧	43	46
平成 11 年 8 月 29 日	集中豪雨	1.16ha	8	25	世田谷	67	69
平成 15 年 10 月 13 日	集中豪雨	0.38ha	9	11	砧	65	66
平成 16 年 10 月 9 日	台風 22 号	0.15ha	10	2	世田谷	50	274
平成 17 年 9 月 4 日	集中豪雨	0.51ha	15	7	砧	89	164
平成 20 年 8 月 28 日	集中豪雨	0.26ha	16	11	玉川	63	304
平成 25 年 7 月 23 日	集中豪雨	0.24ha	3	20	玉川	66	70

注) 内水被害は 10 棟以上、溢水は全てを記載。

出典：水害記録（都建設局）

## 2-2-2 一部地域に集中する浸水被害

近年の浸水被害棟数や被害額を区市町村別にみると、区部を流れる中小河川流域に被害が集中する傾向があり、その理由として以下の項目が挙げられる。

- ①流域内に豪雨頻発地域を抱えていること。
- ②都市化が進み、雨水の流出が短時間に集中しやすいこと。
- ③資産、人口、浸水に脆弱な地下空間が集中していること。

谷沢川・丸子川流域も、図 2-4、図 2-5 に示すように、過去 5 年間における 100km<sup>2</sup> 当たりの年平均浸水棟数が 50 棟以上、年平均被害額が 2 億円以上の区に位置しており、被害が多いことがうかがえる。



データ出典：水害記録（都建設局）

図 2-4 区市町村別浸水被害棟数の分布(平成 22～26 年)と谷沢川・丸子川流域の位置

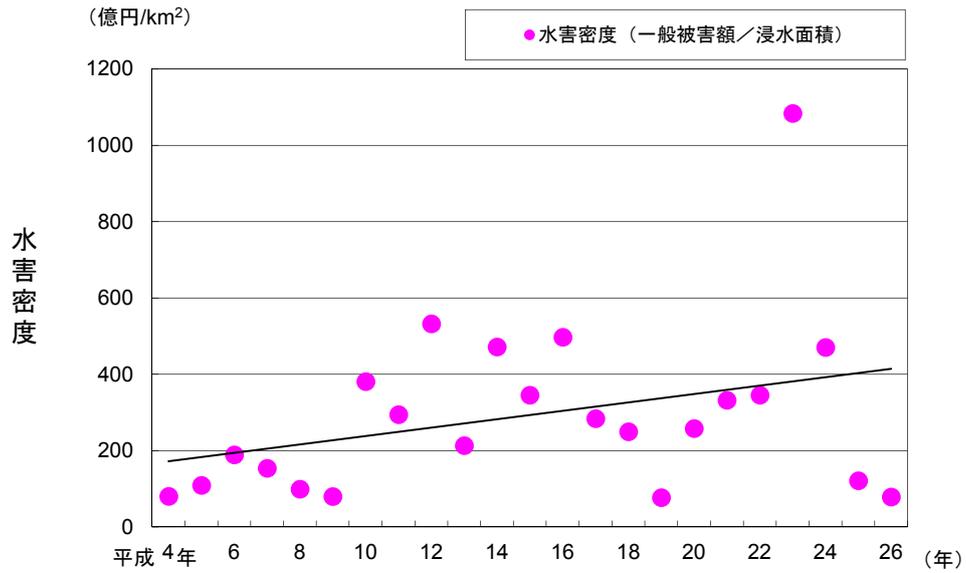


データ出典：水害記録（都建設局）、水害統計（国土交通省水管理・国土保全局）

図 2-5 区市町村別浸水被害額の分布(平成 22～26 年)と谷沢川・丸子川流域の位置

### 2-2-3 浸水被害の質的变化

都内の一部では、1 km<sup>2</sup>当たり 1000 億円を超える一般資産の集積がみられるなど、人口や資産の集積が進んでおり、東京都における浸水面積に対する一般被害額（水害密度）についても増加傾向にある（図 2-6）。



データ出典：水害記録（都建設局）、水害統計（国土交通省水管理・国土保全局）

図 2-6 水害密度

## 2-3 河川整備の概要

谷沢川・丸子川流域の各河川における整備状況は表 2-4 のとおりである。

表 2-4 河川の整備状況（平成 29 年度末）

河川名	整備状況
谷沢川	50 mm/hr 規模の護岸改修は、多摩川合流点からゴルフ橋の 1.2km を計画対象区間として昭和 56 年度に着手し、平成 6 年度までに矢川橋までの約 0.4km が完成した。等々力溪谷内は、50mm 改修は行わない方針となっているが、環境整備事業として、現況断面を保持しながら石積護岸や落差工等の修景や遊歩道等の整備を行った。ゴルフ橋より上流については、左右岸に道路や民地等が接しており、これ以上の河道拡幅は困難な状況である。
丸子川	平成 7 年 5 月に策定された「谷沢川、丸子川流域の総合的な治水対策暫定計画」により、河川は現況のままとして、下水道により 50mm/hr の降雨に対応することとしており、下水道幹線により直接多摩川に排出される。



## 2-4 下水道整備の概要

谷沢川・丸子川流域の下水道は、多摩川の水環境に配慮し、分流式下水道の整備が進められている。

汚水管を先行して整備し汚水管整備は概成したが、雨水は在来水路等により排水する区域が残されており、雨水管の整備率は平成 29 年度末で約 3 割程度となっている。

幹線整備状況としては、丸子川 A 流域では、多摩川へ放流する谷川雨水幹線を整備してきており、下流部の一部を除き約 9 割の区間が完成している。

谷沢川流域では、谷沢川の一級終点より上流の用賀地区において内水被害が頻発していたため、向大橋（国道 246 号線）から上流区間を谷沢川雨水幹線として整備し、暫定貯留を実施している。

丸子川 B 流域及び多摩川直接排水区域では、多摩川へ放流する調布雨水幹線、等々力雨水幹線、下野毛雨水幹線を整備してきている。

## 2-5 流域対策の概要

### 2-5-1 流域対策の概要

現在、都及び流域関係区では、雨水の流出を抑制するために流域対策（貯留施設、浸透施設の設置）を進めている。（図 2-8）

貯留施設は、雨水を一旦貯めて、河川や下水道の水位が低下した後に、ポンプなどで排水する施設であり、代表例として、校庭や運動場における貯留施設や公園緑地における貯留施設がある。

浸透施設は、雨水を直接地下に浸透させて河川や下水道への流出を抑制する施設であり、代表例として、浸透ます、浸透トレンチ、透水性舗装等がある。

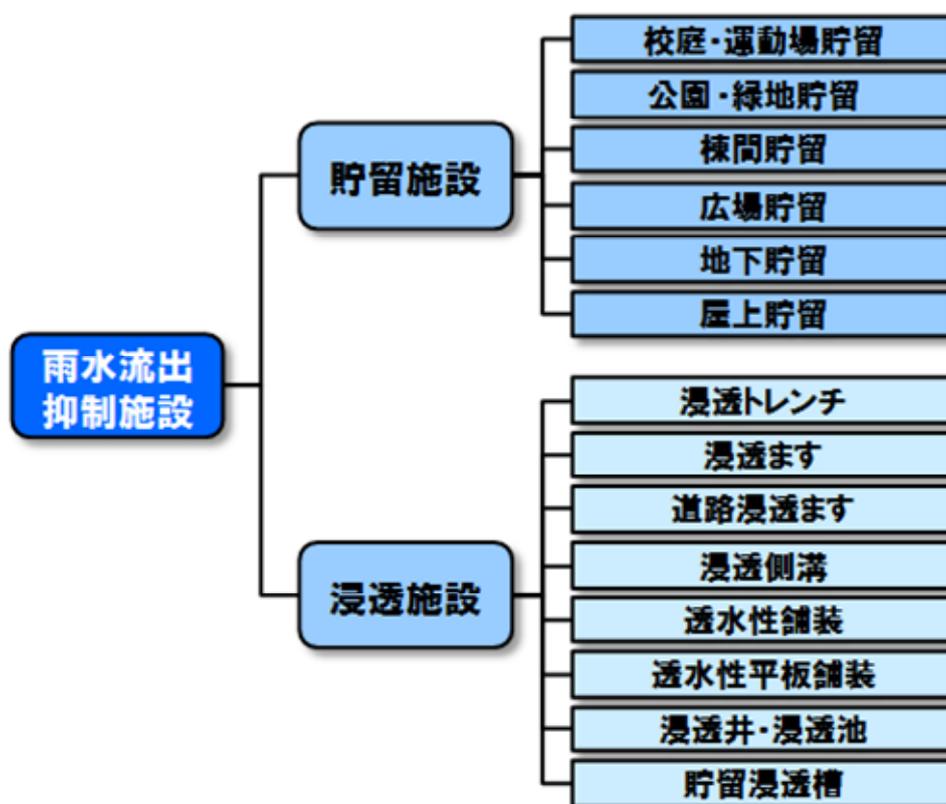
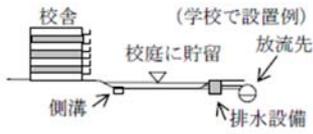


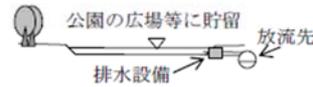
図 2-8 雨水流出抑制施設の種類

貯留施設

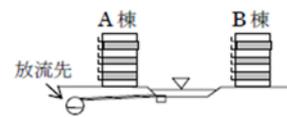
**校庭・運動場貯留**



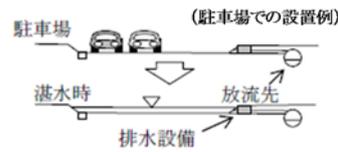
**公園・緑地貯留**



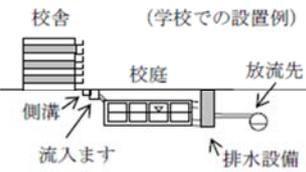
**棟間貯留**



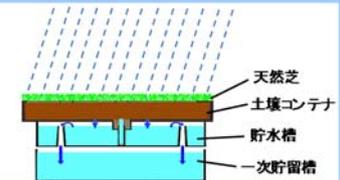
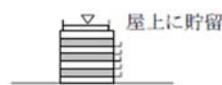
**広場貯留**



**地下貯留**



**屋上貯留**

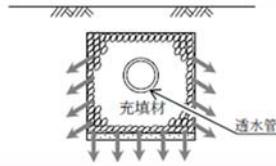


写真提供：(社) 雨水貯留浸透技術協会

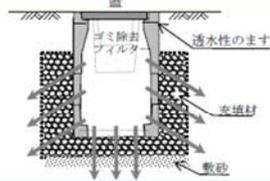
図 2-9 雨水貯留施設の例

浸透施設

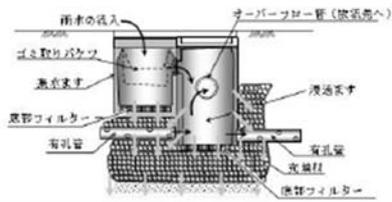
浸透トレンチ



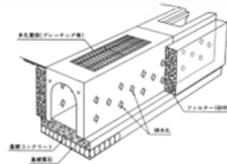
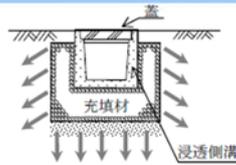
浸透ます



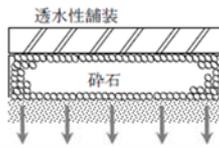
道路浸透ます



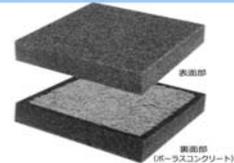
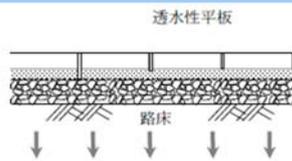
浸透側溝



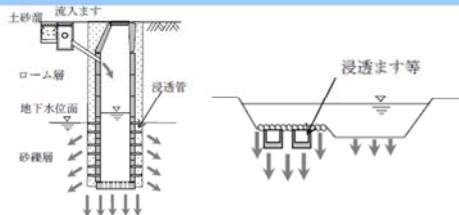
透水性舗装



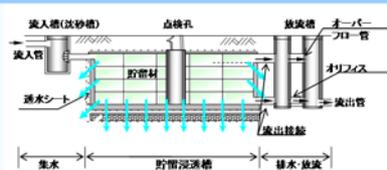
透水性平板舗装



浸透井・浸透池



貯留浸透槽



写真提供：(社) 雨水貯留浸透技術協会

図 2-10 雨水浸透施設の例

## 2-5-2 流域対策の推進

都では、谷沢川・丸子川流域などにおいて、流域自治体が共同して流域別計画（表 2-5）を策定し、公共施設や大規模民間開発（おおむね 500m<sup>2</sup>以上）などを対象として、一定規模（500～950m<sup>3</sup>/ha）の雨水流出抑制施設を設置することとしている。

表 2-5 流域別計画策定状況一覧（平成 30 年 4 月現在）

計画	対象流域	備考
①流域別豪雨対策計画	神田川、渋谷川・古川、石神井川、目黒川、呑川、野川、白子川の 7 流域	東京都豪雨対策基本方針(H19.8)に基づいて、都と区市町村による東京都総合治水対策協議会が策定
②総合的な治水対策暫定計画	谷沢川・丸子川流域	「61 答申 <sup>注4)</sup> 」に基づいて、都と区市町村による東京都総合治水対策協議会が策定
③流域整備計画	新河岸川、中川・綾瀬川、残堀川、境川の 4 流域	国から「総合治水対策特定河川」の指定を受け、流域別総合治水協議会が策定
④流域水害対策計画	鶴見川流域	国又は都道府県が「特定都市河川」を指定し、河川管理者、下水道管理者、都及び関係区市が共同で策定
⑤東京都総合治水対策協議会(都・区市町村)における合意による取組み	①～④に該当しない全ての流域	①～④に該当しない全ての流域に対し、全ての公共施設と 0.1ha 以上の新設又は改築等をする民間施設を対象に 500m <sup>3</sup> /ha の流域対策を進めていくこととする

※境川流域は、今後、流域別豪雨対策計画および流域水害対策計画を策定予定

### 流域別豪雨対策計画の策定等を通じた流域対策の強化（平成 21 年～）

豪雨による浸水被害が頻発している流域において、流域別豪雨対策計画を策定し、一定の条件を満たす開発行為などに対しては、区市町村と連携し、おおむね下記の数値を基準として、浸透ますや貯留槽など貯留浸透施設の設置を強く働きかけています。

対象行為：敷地面積 500m<sup>2</sup>以上の開発行為や建築行為等

対策量：神田川流域など 7 流域 600m<sup>3</sup>/ha 等

その他の流域 500m<sup>3</sup>/ha

指導方法：区市町村の要綱、条例等に基づく指導

出典：「東京都豪雨対策基本方針」

注4) 61 答申：昭和 58 年に都市計画局長（当時）の「今後の治水施設の整備のあり方」及び「流域における対策のあり方」についての諮問を受けて、学識経験者などを委員とする総合治水対策調査委員会が答申したもの。

### 2-5-3 都及び流域関係区の取組

都及び流域関係区は、公共施設での一時貯留施設等の設置を推進している。

都は、豪雨による浸水被害が頻発している流域を対象として、公共施設における一時貯留施設等の設置に係る実施計画を策定する区市町村に対し、委託費の一部を補助している。また、平成 27 年度からは、一時貯留施設等の設置に係る工事費の一部も補助している。

なお、都内の区市町村の約 8 割で、「宅地開発指導要綱」、「雨水流出抑制施設設置に関する指導要綱」等を定め、民間の開発などに対して指導を行っている。

さらに、都内の区市町村の約半数で、個人住宅に浸透ます等を設置する際に助成を行う取り組みを進めており、都がその助成額の一部を補助している。

## 2-5-4 流域対策の現況

対策強化流域における流域対策の進捗状況は、平成 28 年度末現在で約 384 万 m<sup>3</sup> が実施済みである。

このうち、谷沢川・丸子川流域では、図 2-11 に示すとおり、約 13 万 m<sup>3</sup> が実施済みである。



図 2-11 流域対策の進捗 (平成 19 年度～平成 28 年度)

表 2-6 谷沢川・丸子川流域における区別の流域対策 (平成 28 年度末)

河川名	自治体名	実績(平成28年度末現在)			
		公共施設 (万m <sup>3</sup> )	大規模 民間施設 (万m <sup>3</sup> )	小規模 民間施設 (万m <sup>3</sup> )	合計 (万m <sup>3</sup> )
谷沢川・丸子川	大田区	0.90	0.20	0.00	1.10
	世田谷区	5.57	5.67	0.21	11.45
	合計	6.47	5.87	0.21	12.55

## 2-5-5 流域対策施設整備のための技術指針等

### (1) 東京都雨水貯留・浸透施設技術指針（平成 21 年）

東京都総合治水対策協議会

都と区市町村は、流域における雨水の流出抑制を図るため、平成 3 年に「東京都雨水貯留・浸透施設技術指針（案）」を作成し、これを用いて雨水貯留浸透施設の普及・促進を積極的に推進してきたところである。

その後、雨水貯留浸透施設の浸透量や空隙貯留量の算出方法、構造などについて、調査、研究がなされ、新たな知見が得られるとともに、技術指針（案）では対応が難しい雨水貯留浸透施設の開発・設置への対応に関する要望が増えた一方で、都は平成 19 年に「東京都豪雨対策基本方針」を策定し、雨水貯留浸透施設の設置について、さらに推進して行くこととした。

このような状況を踏まえ、雨水貯留浸透施設のより一層の普及・拡大を図るために、浸水被害対策ばかりでなく、渇水対策、震災対策や環境対策を含めた更に使いやすい技術指針（案）を目指して、東京都総合治水対策協議会では平成 21 年に「東京都雨水貯留・浸透施設技術指針」を改定した。

### (2) 公共施設における一時貯留施設等の設置に係る技術指針（平成 28 年）

東京都都市整備局

流域対策の推進のため、公共施設を活用した一時貯留浸透施設等の設置を効率的に進めていくことを目的に、都は「緊急豪雨対策」に基づく「公共施設における一時貯留浸透施設等の設置に係る技術指針」を策定し、一時貯留浸透施設の設置における調査、計画、設計、施工、維持管理及びフォローアップに係る指針を定めている。

近年では雨水貯留浸透施設の維持管理が問題となるケースが見られること、貯留施設のポンプ排水について、効果的な方策が徹底されていないことなどから、維持管理マニュアルの作成について明記するとともに、貯留施設についてはオリフィスを基本とし、ポンプ排水とする場合はオリフィスと同等の効果が得られる構造・操作を行うことを記載するよう、「公共施設における一時貯留施設等の設置に係る技術指針」の改正を行った。

## 第3章 豪雨対策の沿革と現状の課題

### 3-1 これまでの豪雨対策計画

これまで都と区市町村は、昭和61年7月の「東京都における総合的な治水対策のあり方について（本報告）」（以下「61答申」とする。）に基づき、平成元年以降、各流域別に「（流域別）総合的な治水対策暫定計画」を策定し、河川や下水道の整備、流域対策などの治水対策を総合的に実施してきた。

しかし、現在の総合的な治水対策は様々な課題を持っている。特に一部の地域においては、50 mm/hr を超える降雨への対応を強く求められているのに対し、都全体で見れば、50 mm/hr 対策でさえ整備完了に多くの時間を要する見込みであることなど、双方同時に解決することが困難な課題もある。

さらに、平成17年9月4日には、杉並区で最大112 mm/hr という記録的な集中豪雨が発生するなど、近年、河川や下水道の目標水準である50 mm/hr を超える雨が増加している状況を受け、都は学識経験者などを委員とする「東京都豪雨対策検討委員会」を設置し、平成19年8月に基本方針をとりまとめた。

その後も、平成20年8月、平成22年7月、平成25年7月など、50 mm/hr を超える豪雨により、依然として各地で浸水被害が発生していることから、都は平成26年6月「東京都豪雨対策基本方針（改定）」を策定した。

## 3-2 現在の治水対策の抱える課題

### 3-2-1 流域の課題

異常気象等により局地的な集中豪雨が頻発しており、氾濫域の都市化が進んだ谷沢川・丸子川流域でも、水害による被害が甚大となる危険性が高い。

### 3-2-2 河川整備の課題

これまで 50mm/hr の降雨により生じる洪水に対して安全を確保するため、下流部において護岸改修を実施してきたが、等々力溪谷より上流については、沿川の市街化が著しく、護岸整備が困難な状況である。

さらに、近年の降雨傾向を踏まえ、目標整備水準のレベルアップに対応する新たな施設の整備を推進する必要がある。

### 3-2-3 下水道整備の課題

都市機能を確保し、住民が安全に安心して暮らせるよう下水道整備を実施してきた結果、50mm/hr の降雨に対する浸水解消率は、平成 29 年度末で約 70 パーセント（区部全域）となっている。

また、近年の地球温暖化に伴う気候変動などを背景に、50mm/hr を超える集中豪雨が増加しており、これまでの整備水準では十分対応できない場面も発生している。

### 3-2-4 流域対策の課題

平成 26 年度策定の「東京都豪雨対策基本方針（改定）」においては、10 年後の目標として流域対策で 6mm/hr 分の雨水貯留浸透施設の整備を目標として流域対策を進めてきた。

平成 28 年度末時点で 10 年後の目標水準である約 6.0mm/hr 相当の整備が進んでいるが、施設の維持管理を適切に行うとともに、将来的な目標（10mm/hr 相当）に向けて残りの約 4.0mm/hr 相当分を整備しなければならない。

## 第4章 豪雨対策の目標

浸水被害や降雨特性などを踏まえ、甚大な浸水被害が発生している地域について、対策強化流域・対策強化地区を選定し、対策を強化する。

### 4-1 計画降雨の設定

これまでは、東京管区气象台（大手町）の気象データを用いて目標とする降雨を設定していたが、八王子観測所でも解析精度を確保するのに必要と考えられる 30 年以上のデータが蓄積されたことから、今後は、区部と多摩部の降雨特性を踏まえ、区部では東京管区气象台（大手町）、多摩部では八王子観測所の降雨データを用いることとした。

目標とする降雨は、降雨に対する安全度を区部・多摩部で一律とし、年超過確率<sup>注5)</sup> 1/20 規模の降雨に設定した。

谷沢川・丸子川流域では、東京管区气象台における年超過確率 1/20 規模の降雨を目標として設定した。

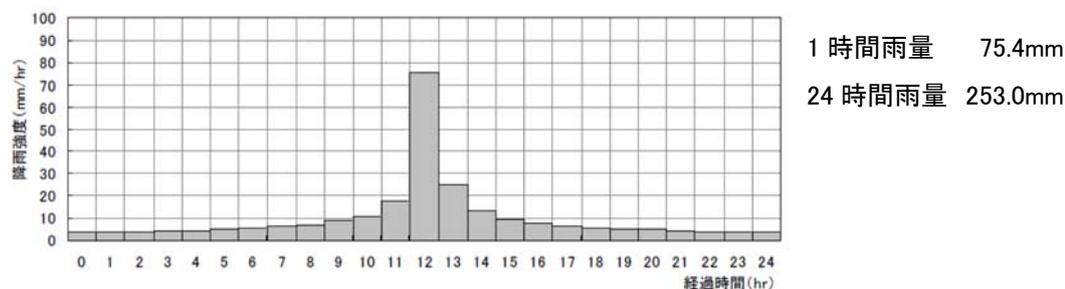


図 4-1 東京管区气象台における中央集中型ハイエトグラフ  
(年超過確率 1/20 規模降雨の例)

注5) 年超過確率：毎年 1/N の確率で〇ミリ以上の雨が降ることを意味するもので、N 年に 1 回だけ降る降雨という意味ではない。

たとえば、「年超過確率 1/20 規模の降雨である 75 ミリ以上の雨まで対応」といった場合、年間 1/20 = 5% の確率で 75 ミリ以上の雨が降ることを意味する。(詳細は、「東京都豪雨対策基本方針 (改定)」の 44 ページ参照)

## 4-2 豪雨対策の目標

長期見通し（現在からおおむね 30 年後）として、

- ① 年超過確率 1/20 規模の降雨(75mm/hr)までは浸水被害を防止すること。
- ② 目標を超える降雨に対しても、生命の安全を確保すること。

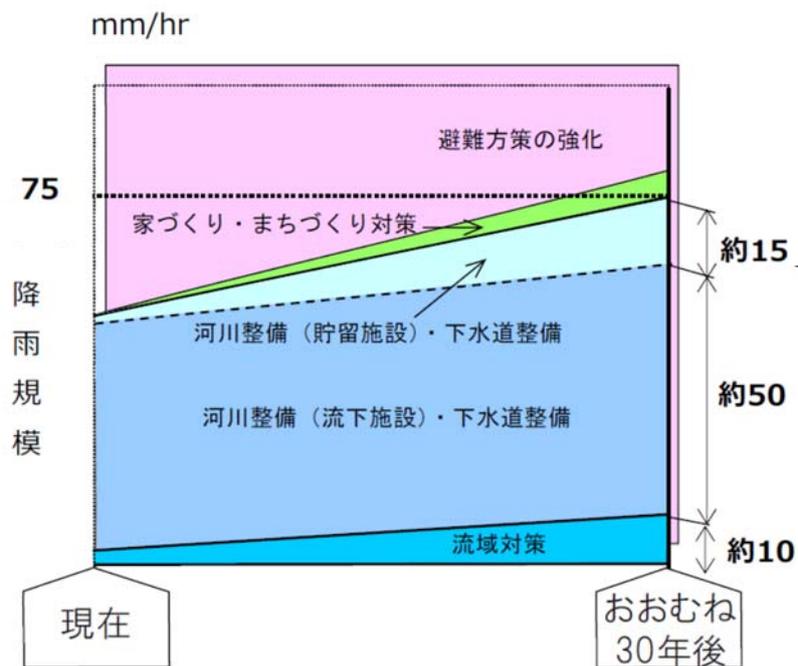


図 4-2 谷沢川・丸子川流域における各対策の役割分担のイメージ図

# 第5章 河川及び下水道施設の整備

## 5-1 河川施設の整備

### 5-1-1 中小河川における都の整備方針

流域・河川ごとの特性を踏まえ、個別に、区部河川では最大 75 mm/hr の降雨に目標整備水準を引き上げ、河川からの溢水を防止する。

50 mm/hr の降雨を超える部分の対策は、調節池等によって対応することを基本とする。効果的な対策を実施することにより早期に効果を発揮する。

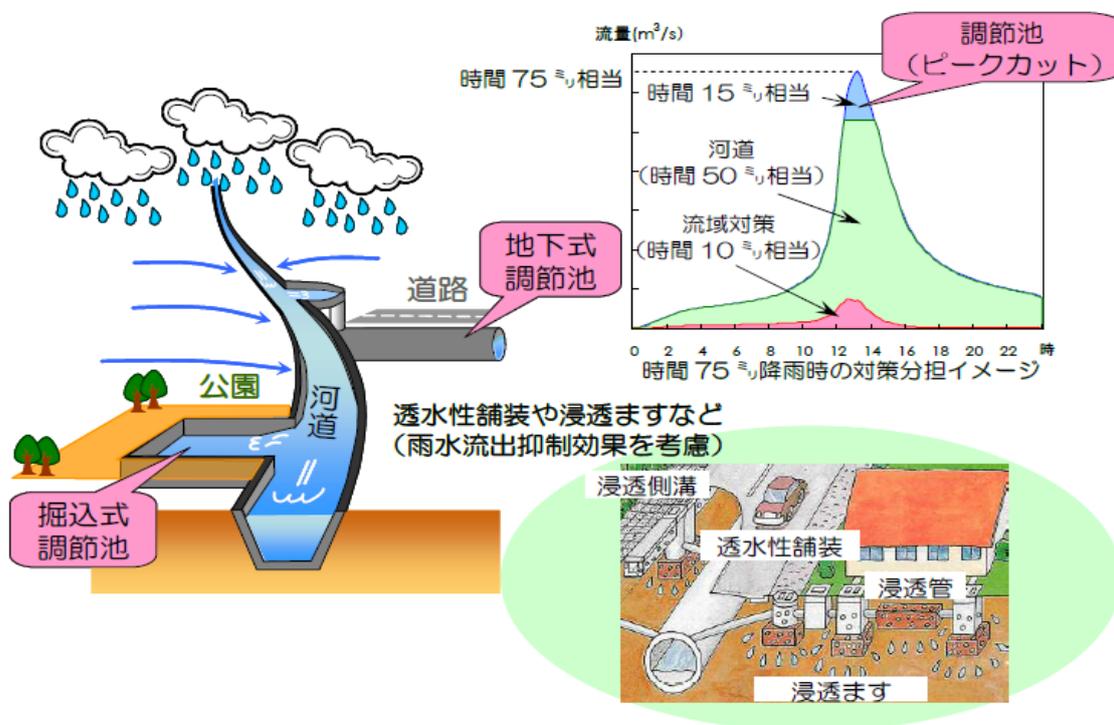


図 5-1 調節池による効率的整備と各対策の役割分担

## 5-1-2 河道及び分水路の整備

75mm/hr の降雨に対応するため、流域内で実施される河川への雨水流出抑制対策（約 10mm/hr の降雨に相当する流域対策）の効果を見込んだうえで、河川を流れる洪水に対処することとし、以下の整備を実施する。なお、谷沢川分水路については、平成 30 年度より事業着手している。

表 5-1 治水施設整備の実施予定

番号	河川	位置	延長（予定）	備考
①	谷沢川	Y1：矢川橋～利剣の橋下流	約 0.2 km	河道改修
②	〃	Y2：宮前橋～田向橋	約 0.2 km	河道改修
③	〃	Y3：玉川排水樋管上流～向大橋	約 3.2 km	谷沢川分水路（事業中）



出典：都建設局

図 5—2 谷沢川・丸子川流域 河川整備箇所図

局地的集中豪雨などによる内水被害を軽減するため、調節池と一部の下水道管の直接接続、調節池と雨水貯留管の連結による相互融通など、下水道とより一層連携した取組を実施していく。

谷沢川・丸子川流域においては、谷沢川分水路と下水道の谷沢川雨水幹線との直接接続により、内水被害の軽減を図る。

連携策の実施に当たっては、施設の運用や維持管理の方法などについても検討を行う。

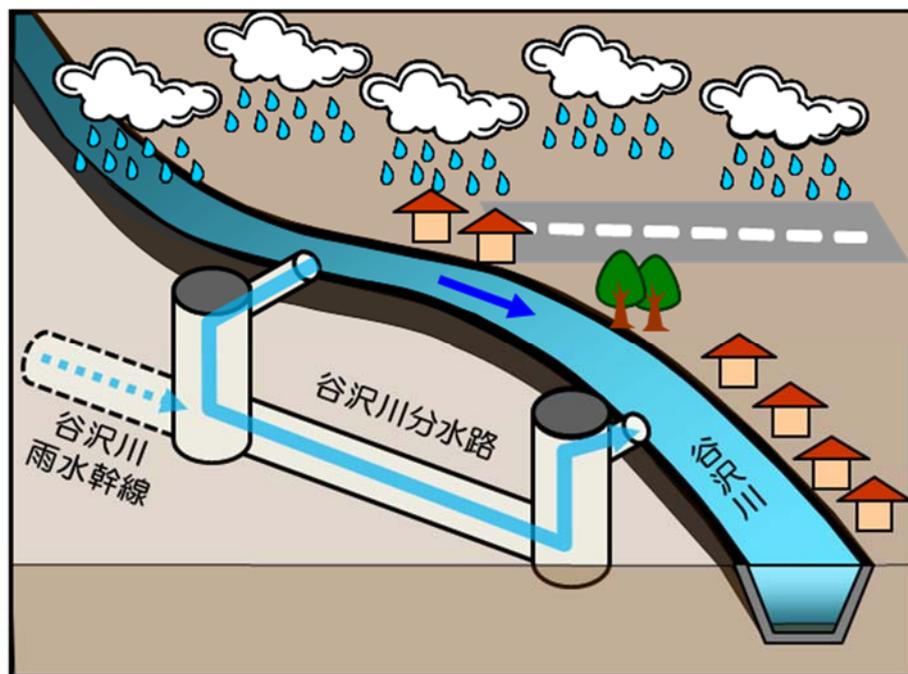


図 5-3 河川と下水道の連携方策のイメージ

## 5-2 下水道施設の整備

### 5-2-1 下水道整備の目標

「東京都豪雨対策基本方針（改定）」による役割分担に基づき、概ね 30 年後の浸水被害解消を目標に、50mm/hr の降雨に対応する下水道施設を整備する。

甚大な被害が発生している地区については、対策強化地区として整備水準をレベルアップし、最大で 75mm/hr の降雨に対応する下水道施設を整備する。

### 5-2-2 下水道整備の具体的取組

#### [50 ミリ施設の整備]

50mm/hr の降雨に対する対策は、区部全域で実施していくが、効果的・効率的な対策を進めるため、浸水の危険性の高い地区を「対策促進地区」、浅く埋設された下水道幹線の流域などを「重点地区」に選定して重点的な整備を進めている。

谷沢川・丸子川流域では、対策促進地区として、世田谷区玉川地区（丸子川 A 流域）において未整備となっている谷川雨水幹線の下流部（一部）に対する整備を実施していく。

一方、重点地区としては、大田区田園調布地区（丸子川 B 流域及び多摩川直接排水区域）において上沼部雨水幹線を整備する。

未整備の雨水管については、引き続き、河川整備の進捗や幹線整備状況、浸水状況等を勘案しながら、整備を進めていく。

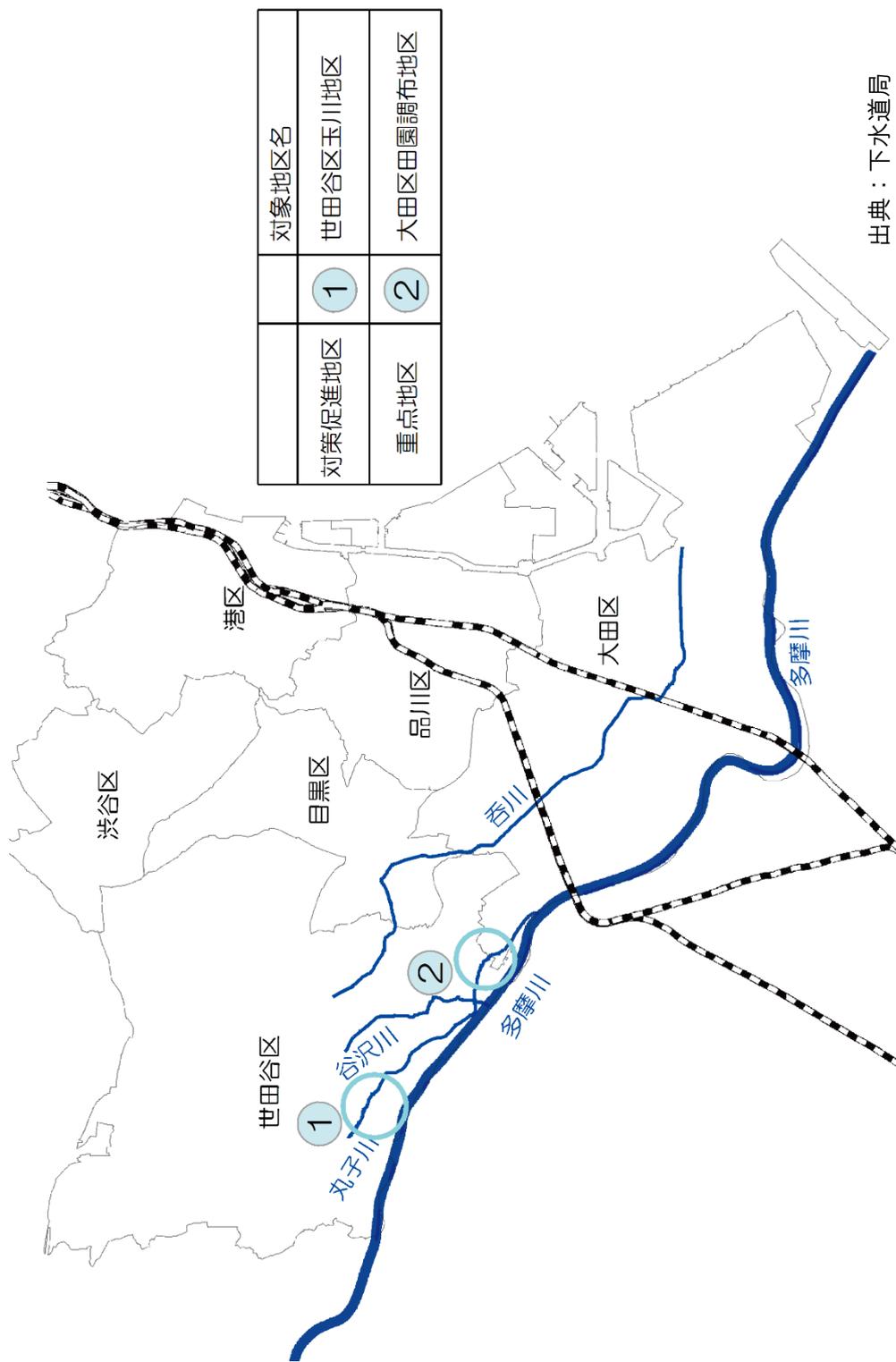
表 5-2 50 ミリ施設整備の対策地区取組内容

対策区分		主な対象地区名		取組内容
50 ミリ 施設整備	対策促進地区	1	世田谷区玉川	谷川雨水幹線
	重点地区	2	大田区田園調布	上沼部雨水幹線

※主な対象地区名の番号は、図 5-4 に対応

対策促進地区や重点地区については、今後、追加を検討していく。

また、対策強化地区についても、局地的豪雨や台風による浸水被害の発生状況により、地域特性を踏まえ優先度を考慮しつつ、今後、追加選定を検討していく。



出典：下水道局

図 5-4 谷沢川・丸子川流域 下水道施設整備の主な実施箇所図

## 第6章 流域対策の推進

市街地面積の増加に伴う雨水の流出による浸水被害を防止・軽減するため、流域関係区は、学校や公園、公営住宅への雨水貯留浸透施設の整備、透水性舗装等の道路等の浸透対策、自然地の保全等の対策を総合的に実施する。

また、民間施設における雨水貯留浸透施設の設置を促進するための対策も、併せて強化していく。

### 6-1 流域対策の目標

谷沢川・丸子川流域における、流域対策の目標は、以下のとおりである。

表 6-1 流域対策の目標

目標年次	対策目標
平成 36 年度 (2024 年度)	6 mm/hr
平成 49 年度 (2037 年度)	10 mm/hr

### 6-2 雨水貯留浸透施設の整備方針

上記の目標に向けて、公共施設及び大規模民間施設、小規模民間施設へ雨水貯留浸透施設の設置を進める。

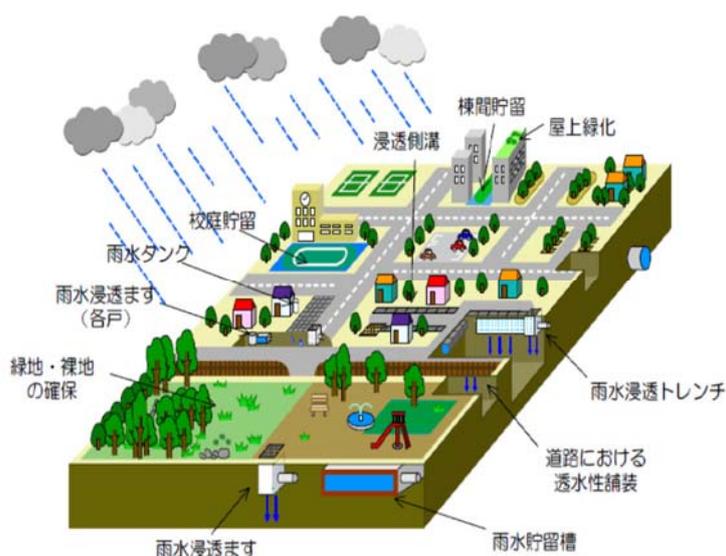


図 6-1 雨水貯留浸透施設のイメージ

## 6-3 各施設の整備計画

### 6-3-1 施設別対策目標量

施設別の単位対策量は、以下のとおりとする。

なお、各区で定める各施設の単位対策量が下記を上回る場合は、各区の対策量を優先する。

表 6-2 単位対策量 (m<sup>3</sup>/ha)

施設	単位対策量
公共施設 (建物)	600
公共施設 (車道)	290
公共施設 (歩道)	200
公共施設 (公園)	600
大規模民間施設 (500m <sup>2</sup> 以上)	600
小規模民間施設 (500m <sup>2</sup> 未満)	300

#### 【参考】施設別対策目標量の算出方法について

施設別対策目標量の算出方法は下記のとおりである。

#### 1. 流出解析モデル

使用した流出モデルは、合成合理式である。合理式の基礎式とモデルのイメージを以下に示す。

合理式は、 $Qp = \frac{1}{3.6} f \cdot r \cdot A$  で表される。

ここに、 $Qp$  : 洪水ピーク流量     $f$  : 流出係数  
 $A$  : 流域面積                       $r$  : 流域平均降雨強度

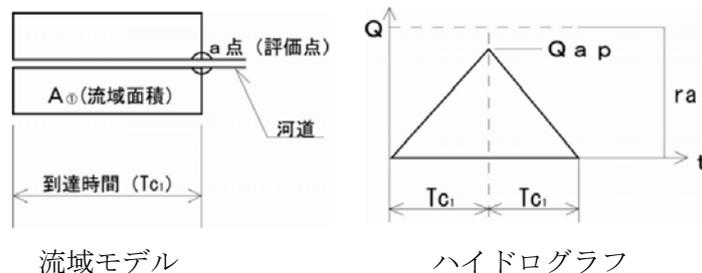


図 6-2 流出モデルイメージ

## 2. 流域対策モデル

流域対策については、下記のイメージのようにモデル化の上、流出モデルに組み込んで計算を行った。

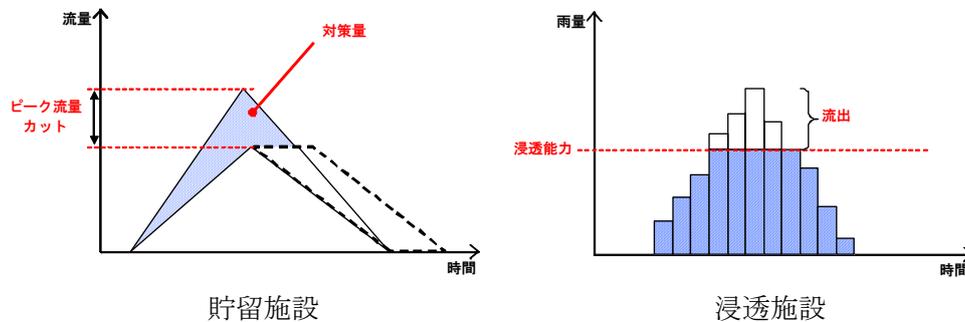


図 6-3 対策イメージ

## 3. 雨水貯留浸透施設の減失・機能低下について

雨水貯留浸透施設の減失および機能低下については、既往文献・既往調査等より下記の基準を採用した。

### 【透水性舗装】

10年間で全面積の35%が機能低下するものとする。

### 【その他の雨水貯留浸透施設】

20年間で10%の施設が減失するものとする。

## 4. 単位対策量の設定

単位対策量は近隣流域の単位対策量と整合を図り、以下のとおりとした。

単位対策量	公共施設(建物、公園) 大規模民間施設(500m <sup>2</sup> 以上)	小規模民間施設(500m <sup>2</sup> 未満)
	600m <sup>3</sup> /ha	300m <sup>3</sup> /ha
	公共施設(車道)	公共施設(歩道)
	290m <sup>3</sup> /ha	200m <sup>3</sup> /ha

図 6-4 設定した単位対策量

### 6-3-2 公共施設における流域対策

公共施設(建物、車道、歩道、公園)については、都及び区自らが管理する施設について、雨水貯留浸透施設の設置を進めるものとし、国、公社・都市再生機構や大規模民間施設等の所有者に対しても、都及び区はあらゆる機会をとらえて雨水貯留浸透施設の設置の協力依頼、指導を行う。

表 6-3 公共施設における流域対策

施設	概要
<b>庁舎</b> (敷地面積 1ha 当たり 600m <sup>3</sup> 以上の対策)	庁舎の駐車場や屋外通路などに、浸透ます、浸透トレンチ等を配置して、地下に浸透させ、又は、建物などの屋上や地下に貯留させることにより雨水の流出を抑制する。
<b>教育施設</b> (敷地面積 1ha 当たり 600m <sup>3</sup> 以上の対策)	小・中学校、高校等の教育施設に、運動場等を利用した貯留堤、浸透ます、浸透トレンチ等を配置して、地下に浸透させ、又は、建物の屋上や地下、運動場等の地下に貯留させることにより雨水の流出を抑制する。
<b>車道</b> (1ha 当たり 290m <sup>3</sup> 以上の対策)	道路浸透ます、浸透側溝、浸透井、埋設型貯留浸透システム等を配置して、車道に降った雨水の流出を抑制する。また、透水性舗装の整備を区道については引き続き行い、都道、国道についても整備できる箇所については積極的に推進し、雨水の流出を抑制する。
<b>歩道</b> (1ha 当たり 200m <sup>3</sup> 以上の対策)	透水性舗装等により雨水の流出を抑制する。
<b>公園</b> (敷地面積 1ha 当たり 600m <sup>3</sup> 以上の対策)	貯留堤、浸透ます、浸透トレンチ等を配置して、地下に浸透させ、あるいは、地下に貯留させることにより雨水の流出を抑制する。

### 6-3-3 大規模民間施設における流域対策

(開発面積 1ha 当たり 600m<sup>3</sup> 以上の対策)

建築・開発行為などにおいて、雨水流出抑制施設の設置を行うように、要綱や条例等の制定を区に要請していく。

開発面積 500m<sup>2</sup> 以上の施設を対象に、駐車場や屋外通路などに浸透ます、浸透トレンチ等を設置して、雨水の流出を抑制する。

### 6-3-4 小規模民間施設における流域対策

(開発面積 1ha 当たり 300m<sup>3</sup> 以上の対策)

小規模民間施設への設置を促進するため、雨水貯留浸透施設の設置に対して助成などの取組を進めていく。都は区を取組を積極的に支援していく。

開発面積 500m<sup>2</sup> 未満の施設を対象に、宅地内に浸透ます、浸透トレンチ等を設置して、雨水の流出を抑制する。

### 6-3-5 緑地の保水能力による流域対策

降雨流出が非常に早い都市型水害においては、公園や農地など緑地の持つ保水機能を維持することで、河川への流出を遅らせることができる。このため、公園や農地などの緑地を保全し、雨水の流出を抑制する。

### 6-3-6 流域における目標対策量

区別の対策目標量は、以下のとおりとする。

なお、谷沢川・丸子川流域においては、平成 36 年度(2024 年度)の対策目標量を達成しているが、引き続き、平成 49 年度(2037 年度)の対策目標量に向けて整備を促進していく。

表 6-4 区別の目標対策量

区	平成 49 年度 (2037 年度) までの目標 (時間 10 ミリ相当) に対する対策必要量		
	目標対策量 (万 m <sup>3</sup> )	実施量 (万 m <sup>3</sup> )	対策必要量 (万 m <sup>3</sup> )
大田区	1.7	1.1	0.6
世田谷区	15.9	11.5	4.4
合計	17.6	12.6	5.0

※実施量は、平成 28 年度までの集計である。

※目標対策量には、貯留・浸透施設の減失・機能低下を見込んでいる。

※施設の形式 (オリフィス・ポンプ・浸透施設) による流出効果を考慮している。

## 6-4 流域対策の推進

東京都総合治水対策協議会は、豪雨時における流域全体の治水安全度の向上を図るため、本計画に基づく流域対策事業等を効率的に推進すると共に、関係機関の調整が円滑かつ機動的に進むよう、必要に応じて調整を行う。

### 6-4-1 流域対策実施計画の策定

流域関係区は、「年次」「対象地区」「実施対象箇所」「実施内容」等の内容で流域対策実施計画を作成する。

### 6-4-2 モニタリングの実施

東京都総合治水対策協議会は、雨水流出抑制施設の整備状況（流域関係区等が実施した流域対策の目標対策量、既往対策量）のモニタリングを毎年実施し、ホームページ等で公表する。

更に、流域関係区の雨水流出抑制に関する要綱・条例などの策定状況や助成制度策定状況などもホームページに公開する。

表 6-5 豪雨対策計画における区別対策量（ホームページ公開イメージ）

【区内における流域対策量の状況】

区	目標対策量 (平成 49 (2037)年度) (万 m <sup>3</sup> )	既往対策量 (～平成 28 年度) (万 m <sup>3</sup> )
大田区	1.7	1.1
世田谷区	15.9	11.5
合計	17.6	12.6

表 6-6 区別の指導要綱等策定状況（ホームページ公開イメージ）

【雨水流出抑制に関する指導要綱等】

平成 30 年 4 月時点

区名	雨水流出抑制に関する指導要綱等	対象規模	対策内容
大田区	大田区開発指導要綱	大田区開発指導要綱に該当する場合は、大田区雨水流出抑制施設技術指針に基づき雨水の流出を抑制する。ただし、平和島・平和の森公園・昭和島・東海・城南島・京浜島・羽田空港・ふるさとの浜辺公園の区域は適用外とする。	(呑川流域) 500m <sup>2</sup> 以上：600m <sup>3</sup> /ha 500m <sup>2</sup> 未満：300m <sup>3</sup> /ha (丸子川流域) 500m <sup>2</sup> 以上：500m <sup>3</sup> /ha 500m <sup>2</sup> 未満：300m <sup>3</sup> /ha (呑川・丸子川流域以外。ただし、埋立地は除く) 500m <sup>2</sup> 以上：500m <sup>3</sup> /ha
世田谷区	世田谷区雨水流出抑制施設の設置に関する指導要綱 ※モデル地区については世田谷区 HP を参照	公共施設	600m <sup>3</sup> /ha
		公園（3,000m <sup>2</sup> 以上）	1,000m <sup>3</sup> /ha
		公園（1,000m <sup>2</sup> 以上 3,000m <sup>2</sup> 未満）	700m <sup>3</sup> /ha
		公園（1,000m <sup>2</sup> 未満）	600m <sup>3</sup> /ha
		道路	500m <sup>3</sup> /ha
		鉄道事業者又は高速道路事業者が管理する鉄道又は高速道路施設	300m <sup>3</sup> /ha
		大規模民間施設 敷地面積 500m <sup>2</sup> 以上	600m <sup>3</sup> /ha
		小規模民間施設 敷地面積 500m <sup>2</sup> 未満	300m <sup>3</sup> /ha
		私道	300m <sup>3</sup> /ha

※都市計画法の開発行為に係る要綱等は除く

表 6-7 小規模民間施設における区別の助成制度策定状況(ホームページ公開イメージ)  
【浸透ます・トレンチ等への助成 (小規模民間施設)】 平成 30 年 4 月時点

区名	雨水流出抑制施設 (浸透ます・ トレンチ等)の助成	対象規模	対策内容
大田区	大田区雨水浸透施設設置助成金交付要綱	大田区開発指導要綱適用以外の民間施設	技術指針に基づく施設の設置工事に要した費用又は標準工事費により算出した額とそれに係る消費税等相当額の合計額のうち低い額(40万円上限)
世田谷区	世田谷区雨水浸透施設設置助成金交付要綱	民間施設	標準工事費又は見積額のうち、低い額(基本額)に0.8(重点地区またはモデル地区において設置した浸透施設にあたっては、1.0)を乗じた額を助成 付帯工事費は、基本額に0.3を乗じた額を助成(上限40万円、重点地区またはモデル地区は50万円)

表 6-8 小規模民間施設における区別の助成制度策定状況(ホームページ公開イメージ)  
【雨水タンクへの助成 (小規模民間施設)】 平成 30 年 4 月時点

区名	雨水タンクへの助成	対象	対策内容
大田区	大田区雨水貯留槽設置助成金交付要綱	雨水貯留槽設置者	本体購入費及び設置費の合計額の1/2を助成。個人で小型を設置する場合は、2/3以内。限度額は小型(500リットル未満)1基につき4万円まで(1敷地につき2基まで)。大型(500リットル以上)は30万円まで。
世田谷区	世田谷区雨水タンク設置助成金交付要綱	民間施設	タンク購入費および設置費の1/2を助成 上限3.5万円(但し、設置経費は5千円)

### 6-4-3 流域における諸対策のための助成等

流域対策、緑地の保全等、流域全体で取り組むべき課題に対し、流域関係区や住民が積極的に対策を推進するため、国・都・区による助成・費用補助制度の拡充と周知を行う。

### 6-4-4 雨水流出抑制施設の維持管理

雨水流出抑制施設の維持管理は、設置場所の土地利用、形状に応じ、雨水流出抑制機能、浸透機能の維持及び施設の安全性等に関する適切な維持管理を行う。

なお、維持管理については、以下の技術指針に基づき行う。

- 東京都雨水貯留・浸透施設技術指針（東京都総合治水対策協議会）
- 公共施設における一時貯留施設等の設置に係る技術指針（東京都都市整備局）

### 6-4-5 都民等による対策の促進

都民が被害最小化を図るために自ら実施する、各戸の雨水流出抑制施設の設置等の対策に関する必要性・重要性について、啓発活動に努める。

## 第7章 その他の豪雨対策

家づくり・まちづくり対策においては、都民の「自助」による対策が促進されるよう、積極的な情報提供を行う。また、浸水危険度の高いエリアや施設においては、各種対策の義務化の検討や助成制度の拡充が図られるよう、「自助」を促す仕組みづくりを行う。

### 7-1 家づくり・まちづくり対策

#### 7-1-1 防災情報の事前周知

都民や企業が浸水危険度の認識を高め、自発的な建物の浸水対策が促進されるように、浸水予想区域図を基に洪水ハザードマップを作成・更新し、インターネット等による公表や全世帯への配布を行うなどの情報提供を進めていく。

都及び区は、一般の住宅建築時やリフォーム時の浸水対策を促すため、不動産取引時に過去の浸水状況についての情報が提供されるように国や関係者へ働きかけるとともに、インターネット、パンフレットなどで浸水対策への協力についての情報提供などに取り組んでいく。

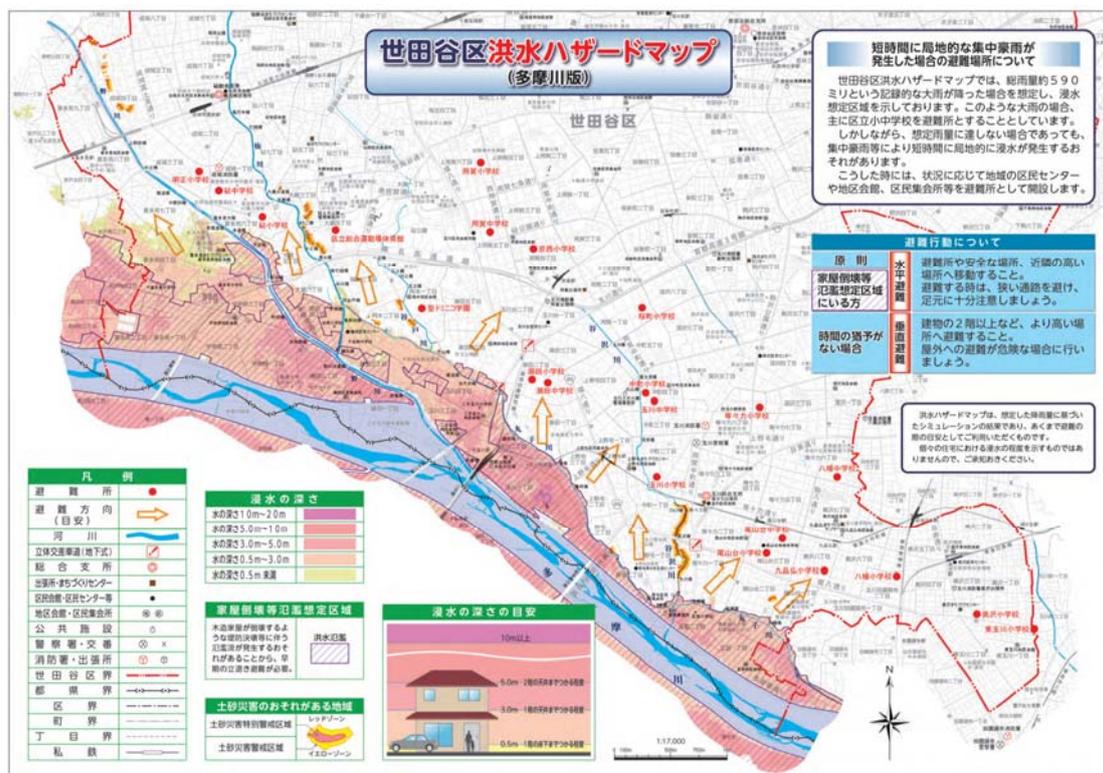


図 7-1 洪水ハザードマップの例 (世田谷区)

## 7-1-2 土のうステーション等の浸水対策

流域関係区（大田区、世田谷区）では、土のうステーション（土のう置場）を設置し、水害時に区民が土のうを自由に持ち出せるよう対策を講じている。

なお、他の区市町村においても必要に応じて土のうを貸し出すなど、自助を促す仕組み作りが行われている。東京都総合治水対策協議会では、今後もこのような浸水対策の取組を推進していく。



写真 7-1 土のうステーションの例（世田谷区）

## 7-1-3 地下室等の浸水対策

東京都総合治水対策協議会では、平成 20 年に作成した「東京都地下空間浸水対策ガイドライン」等に従い、地下室・半地下家屋に対する浸水対策を呼び掛けてきた。また、各区では、下記事例のように地下室等の設置に係る指導要綱を作成するなど、対策を進めている。

### 【対策推進事例】

世田谷区では、局所的な集中豪雨が頻発し、居室や駐車場として利用している地下空間等への浸水被害が多く発生しているため、浸水被害を未然に防ぎ、建築物の安全と衛生を確保することを目的とし、平成 17 年に「世田谷区建築物浸水予防対策要綱」を作成した。



写真 7-2 地下への浸水防止対策の例

表 7-1 地下等の浸水対策に関する制度

区名	制度・要綱の名称	対策内容
世田谷区	世田谷区建築物浸水予防対策要綱	建築物の周囲の地面又は道路面より低い位置に床を有する建築物、建築物の周囲の状況により便所、浴室等の排水が逆流するおそれのある建築物を対象として、建築主は確認済証受領時まで浸水予防対策検討結果届出書を提出することが必要。

### 7-1-4 建築構造の工夫による対策

建築構造の工夫による対策として、高床建築への助成制度がある。

新築・改築時における地下室・半地下室等の建築制限や、浸水防止施設の設置義務付け、高床建築を一層推進していくための高さ制限の緩和等、浸水に強いまちづくりの制度について、関係区とともに東京都総合治水対策協議会で検討していく必要がある。

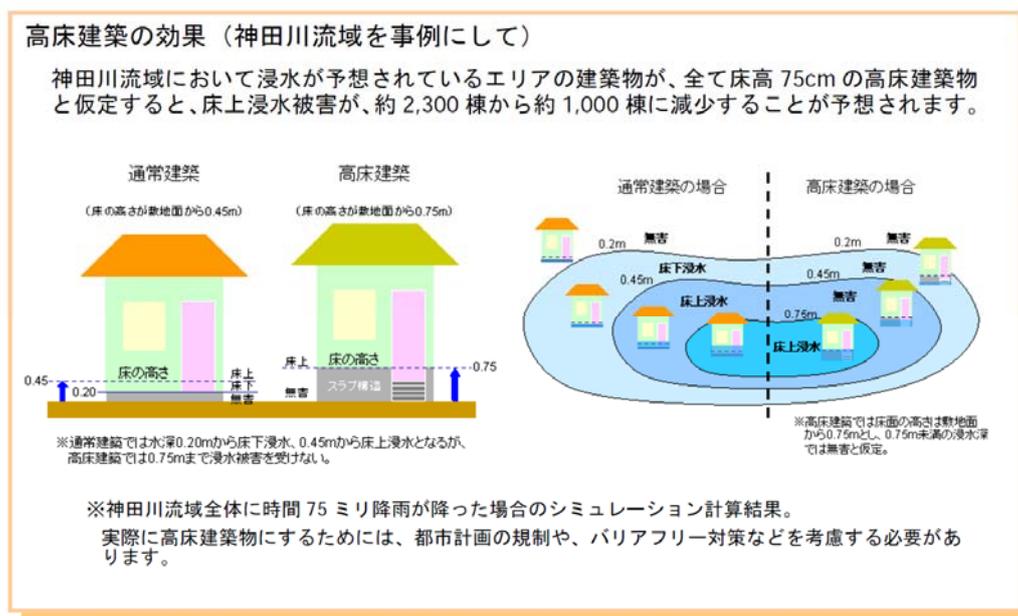


図 7-2 高床建築による効果の例

## 7-2 避難方策

### 7-2-1 災害時の避難のための情報提供の充実

洪水ハザードマップや浸水予想区域図への理解を深めるため、避難において危険な箇所を知ることだけではなく、情報の集め方や読み取り方等、有効な活用方法をインターネットや広報紙等で周知するなど、避難情報の提供に努める。

また、平成27年5月の水防法改正を踏まえ、現在の浸水予想区域図を想定最大規模降雨による浸水状況を予想した図に改定し、洪水ハザードマップの改定についても検討を実施していく。

気象庁や近隣縣市、研究機関などと連携して、降雨観測体制を強化し、河川水位の予測情報や精度の高い局地的豪雨発生情報等を早期に提供していく。提供に当たっては、携帯端末（スマートフォン等）を活用するなど、分かりやすい表現で自助や早期の避難行動を促進する。

自宅や職場以外で豪雨が発生した場合、特に、地下にいる場合は降雨状況が分からず、自身の危険性を十分認識できない。そのため、関係機関や区と連携して、携帯端末（スマートフォン等）に浸水の危険性に関する情報を自動送信したり、事業所に防災行政無線を配備して情報発信するなど、適切な情報が届くよう、行政から「プッシュ型」の情報提供を進めていく。

#### 【東京都水防災総合情報システム】

都では、水害の軽減を目的として、インターネットや携帯端末（スマートフォン等）に「水防災総合情報システム」で収集した「大雨」や「洪水」などに関するリアルタイム情報を提供している。

また、Twitterにより、水防情報を提供している。

今後は、豪雨時における防災情報の発信強化のため、水防災総合情報システムにおける雨雲情報と連携した表示等、更なる利便性の向上に努めていく。

○水防災総合情報システムによる情報提供画面



図 7-3 防災情報提供手法の例(1)

○河川水位、降雨情報  
QR コード



○Twitter での情報提供画面



図 7-4 防災情報提供手法の例(2)

【過去の被害情報の提供】

自分の住むところやよく行く場所が、水害の発生しやすい場所であることをあらかじめ確認しておくことは、日常時に誰でもできる水害への重要な備えである。都では、昭和 49 年から水害記録を整理し、インターネット上で簡単に調べることが出来るようにしている。また、河川ごと、区市町村ごとに集計機能を付け加え、過去に発生した水害を調べやすくして、情報提供の充実を図っている。



図 7-5 過去の被害情報のホームページ（東京都建設局 HP）

【東京アメッシュの精度向上】

東京アメッシュは、降雨情報をホームページ等でリアルタイムに配信し、降雨の強度や範囲等の情報を提供している。

これまでに、最新式レーダーの導入と降雨情報システムの再構築が完了し、平成

28年度から、都内ほぼ全域で表示メッシュが500mから150mとより細かく表示されるとともに、降雨強度表示が8段階から10段階に細分化され、これまでわからなかった降り始めのわずかな雨も表示できるようになっている。

また、平成29年度からは、「東京アメッシュ」のスマートフォン版を配信したことにより、スマートフォンにおける操作のしやすさ、画面の見やすさが向上すると共に、GPS機能による現在地表示や、会社や自宅など希望の2地点を登録できるようになっている。

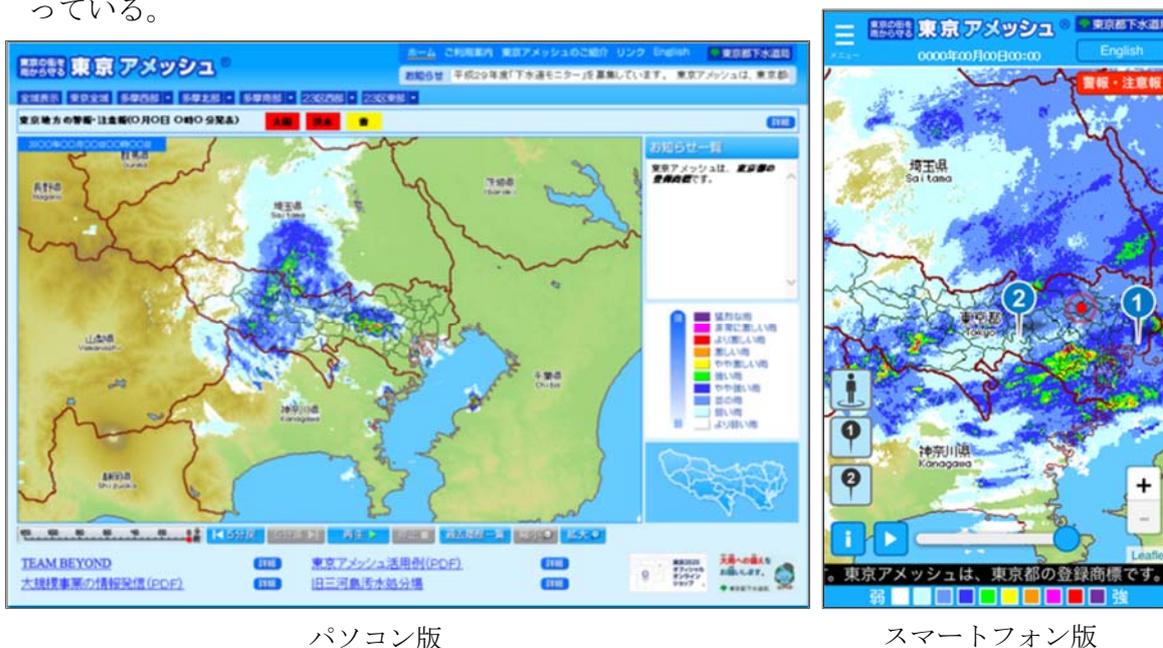


図 7-6 東京アメッシュの例

#### 【下水道幹線水位情報の提供】

下水道幹線水位情報は、下水道幹線内に設置した水位計と下水道局独自の光ファイバー通信網を活用し、幹線内の水位情報を把握するものであり、区の水防活動を支援するため、関係区へ提供している。

これまでに、8つの幹線の水位情報を6つの関係区に提供しており、今後、各区の要望などを踏まえて水位情報提供を拡大していく。

### 7-2-2 地域防災力の向上

関係機関と連携した防災訓練の実施や区による都民との避難訓練の実施を通じて、現状の課題の発見・解決を自ら行うことで、円滑な避難の実現を目指すとともに、避難行動要支援者が町内会組織やNPO法人などが主体となった「共助」によって避難できるよう、区などの関係機関と連携して防災力向上の実現を図っていく。

都市部においては、降雨発生から浸水発生、洪水が治まるまでの時間が極めて短時間であるため、豪雨時に公共の避難場所へ直ちに避難するだけでなく、建物の上階への一時的な緊急避難を検討する。

# 《付属资料》

## 東京都総合治水対策協議会流域別豪雨対策計画作業部会設置要綱

### (目 的)

第1 「東京都豪雨対策基本方針」を踏まえ、流域別豪雨対策計画策定における河川整備、下水道整備、流域対策やまちづくり対策などの総合的な治水対策の詳細について、緊急的及び中長期的に取り組むべき内容を検討するため「東京都総合治水対策協議会流域別豪雨対策計画作業部会（以下、作業部会という。）」を設置する。

### (所管事項)

第2 作業部会は、次の事項について検討する。

- (1) 河川整備、下水道整備、流域対策やまちづくり対策などの総合的な治水対策に関して緊急的及び中長期的に取り組むべき内容について
- (2) その他必要事項について

### (構 成)

第3 作業部会は、別表1に掲げる職にあるものをもって構成する。

### (座 長)

第4 作業部会の座長は、都市整備局都市基盤部施設計画担当課長をもって充てる。

- 2 座長は、必要に応じて作業部会を招集し、会議を主宰する。
- 3 座長に事故あるときは、座長の指定するものがその職務を代理する。
- 4 座長は必要があると認めるときは別表1に掲げる構成員以外のものの出席を求めることができる。

### (事 務 局)

第6 作業部会の事務局は都市整備局都市基盤部調整課において処理する。

### (そ の 他)

第7 この要項に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

### (附 則)

この要綱は、平成20年 2月 5日から施行する。

この要綱は、平成25年 3月30日から施行する。

別表1 東京都総合治水対策協議会流域別豪雨対策計画作業部会委員名簿

局又は 区市町村名	職 名
東京都 都市整備局	都市基盤部施設計画担当課長
東京都 建設局	河川部計画課長
東京都 建設局	河川部中小河川計画担当課長
東京都 下水道局	計画調整部計画課長
東京都 下水道局	計画調整部緊急重点雨水対策事業担 当課長
千代田区	環境まちづくり部特命担当課長
中央区	環境土木部参事
港区	街づくり支援部土木課長
新宿区	みどり土木部道路課長
文京区	土木部管理課長
台東区	都市づくり部道路管理課長
品川区	防災まちづくり事業部河川下水道課長
目黒区	都市整備部都市計画課長
大田区	都市基盤整備部都市基盤管理課長
世田谷区	豪雨対策推進担当参事
渋谷区	土木部道路課長
中野区	都市基盤部副参事(道路担当)
杉並区	都市整備部土木計画課長
豊島区	都市整備部道路整備課長
北区	まちづくり部道路公園課長
荒川区	防災都市づくり部道路公園課長

局又は 区市町村名	職 名
立川市	都市整備部都市計画課長
武蔵野市	環境部下水道課長
三鷹市	都市整備部緑と公園課長
府中市	都市整備部土木課長
調布市	都市整備部道路管理課長
町田市	下水道部下水道総務課長
小金井市	都市整備部都市計画課長
小平市	都市建設部水と緑と公園課長
国分寺市	都市建設部道路と下水道課長
狛江市	環境部下水道課長
西東京市	都市整備部下水道課長

平成31年3月時点

別表 2 東京都総合治水対策協議会流域別豪雨対策計画作業部会  
(谷沢川・丸子川流域) 委員名簿

(委員)

都市整備局都市基盤部施設計画担当課長

建設局河川部計画課長

建設局河川部中小河川計画担当課長

下水道局計画調整部計画課長

下水道局計画調整部緊急重点雨水対策事業担当課長

大田区都市基盤整備部都市基盤管理課長

世田谷区豪雨対策推進担当参事

計 7 委員



平成 31 年 3 月 発行

谷沢川・丸子川流域豪雨対策計画

編集・発行 東京都総合治水対策協議会  
事務局 東京都都市整備局都市基盤部調整課  
電話 (03) 5388-3298

リサイクル適性 (A)  
この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。



古紙パルプ配合率70%再生紙を使用しています  
石油系溶剤を含まないインキを使用しています